

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
小牧岩倉衛生組合全体	2人	45歳	313,950円	363,095円	—	—	—	—
清掃職員	1人	59歳	374,800円	433,680円	廃棄物処理業作業員	43.3歳	299,800円	1.44
用務員	1人	31歳	253,100円	292,510円	用務員	53.9歳	227,200円	1.28
愛知県	639人	50.5歳	350,491円	404,392円	—	—	—	—
国	5,193人	48.8歳	287,094円	320,514円	—	—	—	—

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものである。

※職員の区分については、地方公務員給与実態調査の区分に基づき、清掃職員には、運転手、清掃員が含まれ、用務員には、学校用務員、保育園用務員、保育園調理員が含まれる。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致している訳ではない。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
全体	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人
清掃職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
用務員	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)適用(国と同様)

イ 技能労務職に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
衛生手当	ごみ処理の現場作業に従事した職員	日額700円以内
危険手当	条例で定める業務に従事した職員	日額450円以内
資格手当	勤務遂行上法令等の規定に基づき必要とする資格免許等のうち、特に管理者が定める基準による資格を有する職員。	1資格月額3,000円以内。3資格を限度とし、その合計金額が5,000円を超えるときは、5,000円

2 基本的な考え方

給与制度については、人事院勧告及び国の指導を尊重し、国に準じて「給料表の見直し」、「退職手当の支給率の見直し」、「退職時特別昇給の廃止」などを実施し、総人件費の抑制を行っている。今後も国、県、他市の状況を参考に随時見直しを図りながら給与の適正化を図っていく。

3 具体的な取組内容

技能労務職の給与制度については、平成18年度の国の給与構造改革に準じて見直しを図っている。さらに、通勤手当や扶養手当など諸手当についても、人事院勧告及び国の指導を尊重し、随時見直しを行っている。また、平成12年度に特殊勤務手当の見直しを実施しており給与の適正化に努めている。

4 その他

民間の能力を活用することにより、効率的な事務の執行が可能となるもの、サービスの向上や経費の削減が見込まれるものについては、公的責任に留意しつつ民間委託の導入などを積極的に検討していく。また、すでに民間委託を行っている事務事業にあっても、引き続き行政責任の確保を前提にサービスの維持向上に留意し、民間委託を拡大していく。